

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献し、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

(自己点検・評価等)

第1条の2 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法に基づいて、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3. 自己点検評価を行うにあたって必要な事項については、別に定める。

(名称及び所在地)

第2条 本学は、松山東雲女子大学と称し、愛媛県松山市桑原3丁目2番1号に置く。

第2章 学部、収容定員及び修業年限

(学部及び収容定員)

第3条 本学に設置する学部、学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

学部	学科・専攻名	入学定員	3年次 編入学 定員	収容定員
人文科学部	心理子ども学科			
	子ども専攻	50名	5名	210名
	心理福祉専攻	60名	5名	250名
計		110名	10名	460名

(学部・学科等の教育目的)

第3条の2 学部及び学科等の教育研究、人材養成上の目的は、次のとおりとする。

人文科学部

人間と社会の本質及びその文化的所産について科学的な探究を行い、時代と社会に仕え、その課題を深く理解して実践的に取り組む有為な人材を育成することを目的とする。

心理子ども学科

現代社会の重要課題である「こころ」と「子ども」を中心的な教育研究課題とし、人の理解と支援に関する専門的・実践的教育を行い、もって地域社会の創造に貢献できる人材の育成を目的とする。

(1)子ども専攻 子どもの育ちと教育・福祉の諸課題に対する深い理解と対人関係能力を培い、複雑、高度化する子育て支援ニーズに応えることのできる高度な専門性を

備えた保育者を育成することを目的とする。

- (2) 心理福祉専攻 心理・福祉に関わる専門的知識と対人支援能力を養成し、現代社会が抱える大きな課題である「こころ」と「福祉」を探究し、専門的観点と高いコミュニケーション能力をもって社会に貢献できる実践力を備えた人材の育成を目的とする。

(修業年限及び在学年数)

第4条 本学の修業年限は4年とする。

2. 在学年数は6年を超えることができない。ただし、第14条第1項及び第2項の規定により入学した学生は、第14条第3項により定められた在学年数とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学開学記念日 5月2日

(4) 松山東雲学園創立記念日 9月16日

(5) 春期休業日 3月18日から 3月31日まで

(6) 夏期休業日 8月8日から 9月20日まで

(7) 冬期休業日 12月25日から 1月4日まで

2. 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、入学者選考に合格した者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部

科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第10条 前条の各号のいずれかに該当する者で、本学に入学を志願する者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出し、入学検定料を納入しなければならない。

（入学者の選考）

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人署名の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きをしなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第13条 保証人は1名とし、親権者又は後見人があたるものとし、その学生の在学中の一切の事項について、その責任を負うものとする。保証人に変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（編入学及び転入学）

第14条 次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ3年次に入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者及び修得見込みの者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者

2. 次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、

志望する専攻に欠員があるときに限り、選考のうえ2年次に入学を許可する。

- (1) 大学又は短期大学に1年以上在学し、30単位以上修得した者及び修得見込みの者
- (2) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者

3. 第1項の規定により、入学を許可された者の在学年数は4年、第2項の規定により、入学を許可された者の在学年数は、5年を超えることができない。すでに修得した授業科目、単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転専攻）

第14条の2 本学の学生で転専攻を志願する者があるときは、志望する専攻年次に欠員があるときに限り、選考のうえ転専攻を許可する。

2. 前項の規定により、転専攻を許可された者の在学すべき年数、授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
3. 転専攻に関する規程は別に定める。

（休学）

第15条 健康上又はその他やむを得ない事由により2か月以上修学できない者は、所定の休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2. 休学の期間は通算2年以内とし、在学年数に算入しない。

（復学）

第16条 休学中の学生が復学しようとするときは、所定の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退学）

第17条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2. 他の大学等に入学又は転入学しようとする者は、前項に準ずる。

（再入学）

第18条 本学を退学した者及び第19条第1項第3号に該当する者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

2. 前項の規定により、入学を許可された者の在学すべき年数、授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
3. 再入学に関する規程は別に定める。

（除籍）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分、名称及び単位数等)

第21条 授業科目の区分、名称及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2. 授業科目の履修に関する規程は別に定める。

第21条の2 削除

(授業の方法)

第21条の3 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2. 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単 位)

第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(成績の判定)

第23条 学業成績は秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

2. 学業成績判定に関する規程は別に定める。

(単位の認定)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2. 試験に関する規程は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条の2 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、第25条第1項及び第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第25条の2第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

4. 学則第14条第1項に基づき本学の3年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、62単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

5. 学則第14条第2項に基づき本学の2年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、30単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

第6章 卒業要件等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表1に定める所要単位を修得しなければならない。

2. 前項により卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第21条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第28条 前条の要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第29条 本学を卒業した者に学士（人文科学）の学位を授与する。

（教育職員免許状の取得）

第29条の2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2. 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学科・専攻	免許状の種類
心理子ども学科子ども専攻	幼稚園教諭一種免許状

3. 前項の教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第7章 学納金等

（学納金等の金額及び種類等）

第30条 本学の学納金等は別表2のとおりとする。

2. 授業料、施設・設備費、実習費は2学期に分け、前学期は4月末日、後学期は10月末日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定める規程により減免又は延納を認めることがある。

3. 修業年限4年を超えて在学する者の学納金は別に定める。

4. 社会人学生の学納金に関する規程は別に定める。

（休学及び復学の場合の学納金）

第31条 休学期間中の学納金及び学期の中途に復学する者の学納金は別に定める。

（退学、除籍及び停学の場合の学納金）

第32条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金は徴収する。

2. 停学期間中の学納金は徴収する。

（納付された学納金等）

第33条 納付された学納金等は、原則として返還しない。

第8章 職員組織

（職員組織）

第34条 本学に次の職員を置く。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、助手、労務職員

2. 組織及び職務に関する規程は別に定める。

第9章 教授会

（教授会）

第35条 本学は、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2. 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3. 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第36条 削除

第10章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第37条 本学の学生以外の者が授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第37条の2 他の大学等（外国の大学を含む）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出た場合には、両大学間の協議に基づき、学長が特別聴講学生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第38条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が、該当する専攻において、特定の事項について研究することを専攻主任に願い出た場合は、当該専攻の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

2. 研究生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第39条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で、公共機関又はこれに準ずる団体からその所属職員を本学に委託する願い出があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が委託生として許可することがある。

2. 委託生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第39条の2 外国人留学生の入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第11章 大学開放

(公開講座等)

第40条 公開講座等は、授業及び研究に妨げのない限り開講することができる。

第12章 賞 罰

(表彰)

第41条 人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、

教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

2. 学生表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違反、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、又は無届で長期にわたり欠席した者

2. 学生懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 附属施設

(図書館)

第43条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する規程は別に定める。

(松山東雲こども教育実践研究センター)

第44条 本学に松山東雲こども教育実践研究センターを置く。

2. 松山東雲こども教育実践研究センターに関する規程は別に定める。

第14章 学則の改廃

(学則の改廃)

第45条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が理事会に進達する。

附 則

1. この学則は、文部大臣認可の日から公布し、1992年4月1日から施行する。

2. 1992年度から1994年度において人文学部の総定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1992年度	人間文化学科	80名
	言語文化学科	80名
	合 計	160名
1993年度	人間文化学科	160名
	言語文化学科	160名
	合 計	320名
1994年度	人間文化学科	240名
	言語文化学科	240名
	合 計	480名

3. 改正 (1993年4月1日)

4. 改正 (1994年4月1日)

5. 改正 (1995年4月1日)

6. 1995年度において人文学部の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1995年度	人間文化学科	325名
	言語文化学科	325名
	合計	650名

7. 改正 (1996年4月1日)

8. 改正 (1997年4月1日)

9. この学則は1998年4月1日から施行する。なお、1997年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

ただし、1998年以降の編入学生については、編入される学年の学則を適用する。

10. この学則は1999年4月1日から施行する。なお、1998年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

11. 1999年度から2001年度において人文学部人間心理学科の収容定員及び人文学部の総収容定員は、第3条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

1999年度	人間心理学科	収容定員	100名
	人文学部	総収容定員	760名
2000年度	人間心理学科	収容定員	200名
	人文学部	総収容定員	860名
2001年度	人間心理学科	収容定員	310名
	人文学部	総収容定員	970名

12. この学則は2000年4月1日から施行する。なお、1999年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

13. この学則は2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

14. この学則は2002年4月1日から施行する。なお、2001年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

15. この学則は2003年4月1日から施行する。なお、2002年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

16. この学則は2004年4月1日から施行する。なお、2003年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

17. この学則は2005年4月1日から施行する。なお、2004年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

18. 2005年度から2007年度において人文学部の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

2005年度	人間文化学科	290名
	国際文化学科	290名
	人間心理学科	395名
	計	975名

2006年度	人間文化学科	250名
	国際文化学科	250名
	人間心理学科	370名
	計	870名
2007年度	人間文化学科	210名
	国際文化学科	210名
	人間心理学科	350名
	計	770名

19. この学則は2006年4月1日から施行する。なお、2005年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
20. この学則は2007年4月1日から施行する。なお、2006年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
21. 2007年度から2009年度において人文科学部の収容定員は、第3条及び2005年4月1日改正の附則18の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- ただし、人文学部人間文化学科、国際文化学科及び人間心理学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

	2007年度			2008年度			2009年度		
	入学定員	編入学定員	総定員	入学定員	編入学定員	総定員	入学定員	編入学定員	総定員
人文科学部									
心理子ども学科									
心理専攻	50	-	50	50	5	105	50	5	160
子ども福祉専攻	50	-	50	50	5	105	50	5	160
国際文化学科	60	-	60	60	5	125	60	5	190
人文学部									
人間文化学科	-	5	170	-	-	85	-	-	40
国際文化学科	-	5	170	-	-	85	-	-	40
人間心理学科	-	5	270	-	-	165	-	-	80
計	160	15	770	-	15	670	160	15	670

22. 2008年度編入生については、2007年度の学則を適用する。
23. この学則は2008年4月1日から施行する。なお、2007年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
24. この学則は2009年4月1日から施行する。なお、2008年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
25. この学則は2010年4月1日から施行する。なお、2009年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
26. 2011年度から2013年度において人文科学部の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- ただし、人文科学部国際文化学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

2011年度	心理子ども学科	430名
	国際文化学科	190名
	計	620名
2012年度	心理子ども学科	440名
	国際文化学科	130名
	計	570名
2013年度	心理子ども学科	450名
	国際文化学科	65名
	計	515名

27. この学則は2011年4月1日から施行する。なお、2010年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
28. この学則は2012年4月1日から施行する。なお、2011年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
29. この学則は2013年4月1日から施行する。なお、2012年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
30. この学則は2014年4月1日から施行する。なお、2013年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
31. この学則は2015年4月1日から施行する。なお、2014年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第15条、第16条、第17条については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。
32. この学則は2016年4月1日から施行する。なお、2015年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第15条、第16条、第17条については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。
33. この学則は2017年4月1日から施行する。なお、2016年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
34. この学則は2018年4月1日から施行する。なお、2017年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
35. この学則は2019年4月1日から施行する。なお、2018年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
36. この学則は2020年4月1日から施行する。なお、2019年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
37. この学則は2021年4月1日から施行する。なお、2020年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第21条の3、第27条第2項については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。
38. この学則は2022年4月1日から施行する。なお、2021年度以前に入学した学生につ

いては、入学時の学則を適用する。

別表1の(1) 共通カリキュラム

領域	授業科目	単位数		卒業要件単位
		必	選	
A 知の礎	キリスト教	2		8 単位以上
	哲学		2	
	倫理学		2	
	生命倫理		2	
	生きることの探究		2	
	文学		2	
	地理学		2	
	文化人類学		2	
	心理学		2	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	ジェンダー論		2	
AIとデータサイエンス	2		4 単位以上	
まつやま学		2		
正岡子規と伊予の文化		2		
茶道の文化		2		
グローバル化と国際社会		2		
ボランティア論		2		
社会起業論		2		
生活の美術		2		
大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2		
大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2		
インディペンデント・スタディ		2		
現代社会とライフデザイン		2		6 単位以上
女性とライフプランニング		2		
女性と健康		2		
栄養と食生活		2		
現代のメンタルヘルス		2		
生涯スポーツⅠ		2		
生涯スポーツⅡ		2		
ビジネスコミュニケーション		2		
情報リテラシー		2		
体育講義 ※		1		
体育実技 ※		1		
レクリエーション概論		2		
レクリエーション実技		1		
レクリエーション指導実習		1		
D 伝え合う力	英語Ⅰ ※		2	6 単位以上
	英語Ⅱ ※		2	
	英語コミュニケーションⅠ		2	
	英語コミュニケーションⅡ		2	
	Speech & Presentation Skills		2	
	Discussion		2	
	観光英語		2	
	資格英語		2	
	子ども英語		2	
	フランス語 ※		2	
	ドイツ語 ※		2	
	中国語 ※		2	
	韓国・朝鮮語 ※		2	
日本語 ※		2		
読書とコミュニケーション		2		
手話		2		
海外語学・文化研修		2		
計		4	102	24

※1 C群の領域の※は子ども専攻のみ、D群の領域の※はその言語を母国語としない学生のみ、履修登録できる科目を示す。

別表1の(2) 心理子ども学科子ども専攻 専門教育科目

領域	授業科目	単位数		卒業要件単位
		必	選	
こころを 探る	心理学概論Ⅰ		2	4 単位以上
	教育心理学(保育の心理学)		2	
	発達心理学		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	臨床心理学概論		2	
	認知心理学		2	
	保育原理		2	
	教育原論		2	
	幼児と健康		1	
	健康の指導法Ⅰ		1	
	健康の指導法Ⅱ		1	
	幼児と人間関係		1	
	人間関係の指導法Ⅰ		1	
人間関係の指導法Ⅱ		1		
幼児と環境		1		
環境の指導法Ⅰ		1		
環境の指導法Ⅱ		1		
幼児と言葉		1		
言葉の指導法Ⅰ		1		
言葉の指導法Ⅱ		1		
幼児と音楽表現		1		
幼児と造形表現		1		
表現の指導法Ⅰ		1		
表現の指導法Ⅱ		1		
保育内容総論		1		
保育カリキュラム論		2		
子どもの保健		2		
子どもの健康と安全		1		
小児看護学		1		
子どもの食と栄養		2		
子どもの食とアレルギー		1		
幼児教育の方法		2		
乳児保育Ⅰ		2		
乳児保育Ⅱ		1		
精神保健学		2		
特別支援教育		2		
社会的養護Ⅰ		2		
社会的養護Ⅱ		1		
幼児理解の理論と方法		1		
子育て支援		1		
社会福祉学概論Ⅰ		2		
社会福祉学概論Ⅱ		2		
子ども英語指導法		2		
ソーシャルワーク論Ⅰ		2		
ソーシャルワーク論Ⅱ		2		
ソーシャルワーク論Ⅲ		2		
ソーシャルワーク論Ⅳ		2		
子ども家庭福祉		2		
知識・方法 を学ぶ	音楽Ⅰ(保育内容の理解と方法Ⅰ)		1	10 単位以上
	音楽Ⅱ(保育内容の理解と方法Ⅱ)		1	
	音楽Ⅲ(保育内容の理解と方法Ⅲ)		1	
	音楽Ⅳ(保育内容の理解と方法Ⅳ)		1	
	図画工作Ⅰ(保育内容の理解と方法Ⅴ)		1	
	図画工作Ⅱ(保育内容の理解と方法Ⅵ)		1	
	図画工作Ⅲ(保育内容の理解と方法Ⅶ)		1	
	体育(保育内容の理解と方法Ⅷ)		1	
	保育者論		2	
	教育実習Ⅰ		1	
	教育実習Ⅱ		4	
	保育実習指導Ⅰ		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅲ		1		
保育実習Ⅰ		4		
保育実習Ⅱ		2		
保育実習Ⅲ		2		
子ども英語指導演習		2		
子ども表現演習		2		
自然教育演習		2		
病児保育		2		
教育相談		1		
ソーシャルワーク演習Ⅰ		2		
ソーシャルワーク演習Ⅱ		2		
ソーシャルワーク演習Ⅲ		2		
ソーシャルワーク演習Ⅳ		2		
実践力を 身につける	遊び研究	2		6 単位以上
	社会学概論		2	
	社会教育実践		1	
	教育社会学		2	
	メディアとしての絵本Ⅰ		2	
	メディアとしての絵本Ⅱ		2	
	家族社会学		2	
	子ども家庭支援論		2	
	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	
	家族心理学		2	
	地域福祉論Ⅰ		2	
	キャリア論Ⅰ		2	
	キャリア論Ⅱ		2	
インターンシップ研修		1		
インターンシップ事前・事後指導		2		
統計学Ⅰ		2		
統計学Ⅱ		2		
社会福祉調査論		2		
ビジネス情報処理		2		
社会に つなげる	学びの基礎Ⅰ		1	8 単位以上
	学びの基礎Ⅱ		1	
	心理子ども基礎演習Ⅰ		1	
	心理子ども基礎演習Ⅱ		1	
	心理子ども演習		2	
	卒業研究		4	
ゼミナール	計			10 単位
	計	12	150	
計		12	150	100
卒業要件単位数				124単位

※2 自由単位(62単位)は、共通カリキュラム、子ども専攻専門教育科目、心理福祉専攻専門教育科目、特別開講科目から履修する。ただし、他の大学又は短期大学において履修し、本学で認定した単位は、自由単位に含めることができる。

別表1の(3) 心理子ども学科心理福祉専攻 専門教育科目

領域	授業科目	単位数		卒業要件 単位
		必	選	
知識・理解・技能	心理学概論Ⅰ	2		10 単位以上
	心理学概論Ⅱ	2		
	臨床心理学概論	2		
	心理療法	2		
	精神保健学	2		
	教育相談	2		
	カウンセリング演習	2		
	心理検査法実習	2		
	社会福祉学概論Ⅰ	2		
	社会福祉学概論Ⅱ	2		
	医学概論	2		
	保健医療サービス論	2		
	社会学概論	2		
	社会保障論Ⅰ	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	2		
	スクール(学校) ソーシャルワーク演習	1		
	教育原論	2		
	子ども英語指導法	2		
	子ども英語指導演習	2		
	統計学Ⅰ	2		
	統計学Ⅱ	2		
	介護技術	2		
思考・判断・表現	発達心理学	2		10 単位以上
	心理統計法Ⅰ	2		
	心理統計法Ⅱ	2		
	教育心理学	2		
	生理心理学	2		
	人格心理学	2		
	心理学研究法	2		
	認知心理学	2		
	家族心理学	2		
	学習心理学	2		
	社会心理学	2		
	心理学基礎実験	4		
	心理学研究実習	2		
	子ども家庭福祉	2		
	高齢者福祉論	2		
	障害者福祉論	2		
	公的扶助論	2		
	権利擁護・成年後見制度論	2		
	更生保護制度論	2		
	社会福祉運営管理論	2		
	社会福祉調査論	2		
	社会調査法	2		
	家族社会学	2		
	教育社会学	2		
	ビジネス情報処理	2		
	メディア社会論	2		
	メディアとしての絵本Ⅰ	2		
メディアとしての絵本Ⅱ	2			
関心・意欲・態度	地域福祉論Ⅰ	2		8 単位以上
	地域福祉論Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク論Ⅰ	2		
	ソーシャルワーク論Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク論Ⅲ	2		
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2		
	ソーシャルワーク論Ⅴ	2		
	ソーシャルワーク論Ⅵ	2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4		
	スクール(学校) ソーシャルワーク論	2		
	スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導	1		
	スクール(学校) ソーシャルワーク実習	2		
	異文化コミュニケーション論	2		
	社会調査演習Ⅰ	2		
	社会調査演習Ⅱ	2		
	キャリア論Ⅰ	2		
キャリア論Ⅱ	2			
インターンシップ研修	1			
インターンシップ事前・事後指導	2			
社会教育実践	1			
ゼミナール	学びの基礎Ⅰ	1		10 単位
	学びの基礎Ⅱ	1		
	心理子ども基礎演習Ⅰ	1		
	心理子ども基礎演習Ⅱ	1		
	心理子ども演習	2		
	卒業研究	4		
計	10	158	100	
卒業要件単位数			124	

別表1の(4) 特別開講科目

領域	授業科目	単位数	
		必	選
特別開講	心理子ども特講Ⅰ		2
	心理子ども特講Ⅱ		2
	心理子ども特講Ⅲ		2
	心理子ども特別演習		2
	心理子ども講読		2
計		0	10

別表2 学納金等

	1年次	2年次	3年次	4年次以降
授業料(年額)	650,000円	670,000円	690,000円	710,000円
施設・設備費(年額)	250,000円			
実習費(年額)	10,000円			
入学金	250,000円			
入学検定料	30,000円			
一般選抜併願制度利用者の入学検定料	40,000円			
大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料	15,000円			
大学入学共通テスト利用選抜併願制度利用者の入学検定料	25,000円			

(※3) 自由単位62単位以上

※3 自由単位(62単位)は、共通カリキュラム、心理福祉専攻専門教育科目、特別開講科目から履修する。ただし、他の大学又は短期大学において履修し、本学で認定した単位は、自由単位に含めることができる。